

CAN DO

“可能性への挑戦” 第78号

金田会計事務所通信

【 相談窓口、拡張中 】

今年度から近畿税理士会の理事を拝命し、また、税理士として各国の税理士会との交流窓口である国際部の副部長としてのお役目も仰せつかりました。ますます大変な立場になってしまったなと身の引き締まる思いです（英語の勉強も本格的にしないと！）。この新たな職務を通じて、皆様のお役にも立ちたいと考えております。

さて、世界に目を向けると、アメリカでは大規模減税案が議会で承認され、莫大な財政赤字が見込まれています。トランプ大統領はこれを関税で賄うことを考えているようですが、減税の恩恵を主に富裕層が受ける一方で、一般市民が物価高騰の犠牲になる危険があるにもかかわらず、彼の支持層の動向には大きな変化は見られません。また、各国でコロナ禍に行われた所得補償としての給付金や減税策も、ほとんどが元に戻っていないのが現状です。日本でも毎年、現金給付や減税が実施され、今回の参院選挙でも与党はお金を配る公約を掲げていました。さらに世界各国で防衛費が増加し、医療や社会保障費も今後拡大する見込みです。残念ながら、これらの諸問題を正面から議論し、協力し合う体制が十分に構築されているとは言えません。

インターネット上では極端な意見が拡散され、何が正しいのか判断が難しくなっています。解決策を求める以上に、「自分たちはこれまで損をしてきた」「だまされた」という不公平感が根底にあり、「自分は得をしなくても構わないから既得権者や優遇を受けている者に罰を与えたい」といった感情が主眼の意見も多いように感じます。

このような時代だからこそ、私たちはお互い協力し、助け合う事が一層重要です。
顧問税理士として、私はお客様を守り、その発展に貢献できるように努めることが使命だと考えています。そのため、一時的な流行や甘い誘いに対しては強い警戒心を持っています。

私自身の目標は、今の仕事を通して、多くの方々が不必要な損をすることなく、楽しく日々を過ごせるようにお手伝いすることです。このような時節だからこそ、今後も皆様とのお付き合いを深め、より有用なアドバイスが提供できるよう事務所スタッフ一同、精進して参ります。

金田 康良 2025年 8月

「年収の壁」総まとめ

令和7年度税制改正により、103万円の「年収の壁」が変わり、税理士さえもすぐには答えられないほど、複雑になってしまいました。今年から変わる「年収の壁」について給与所得者の場合を中心に解説いたします。

【令和7年度における年収の壁の種類】

「年収の壁」にはいくつかの壁が存在します。それぞれを加味しながら当てはめていく必要があります（社会保険に関する壁については解説を省きます）。

(1) 税金に関する壁

- ① 本人の壁 : 160万円の壁
- ② 扶養者の壁 : 123万円の壁等

(2) 社会保険に関する壁: 給与収入106万円の壁など

【税金に関する壁】

①本人に係る「所得税の壁」

（改正前の所得税）: 103万円の壁

給与収入 103万円－給与所得控除額 55万円－基礎控除 48万円
＝0円

（改正後の所得税）: 160万円の壁

給与収入 160万円－給与所得控除額 65万円－基礎控除額 95万円
＝0円

☆給与収入 **190万円以下**の給与所得控除の最低保証額を
65万円に引き上げ

☆基礎控除 給与収入が**※200万円**（所得金額 132万円）以下について
95万円に引き上げ

※正確には 200万 3,999円以下

（参考）

住民税の非課税限度額は所得金額 38万円（103万円の壁）とされている。

ただし、自治体により非課税限度額（基礎控除額ではない）は異なります。

例 東京都と政令指定都市は 45万円 ⇒ 住民税は **110万円の壁**となる。

110万円－65万円（給与所得控除額）－住民税非課税限度額 45万円＝0円

（注1）住民税では基礎控除額の改正はない。

（注2）住民税の均等割額は課される場合があります。

★改正後の給与所得控除額

※子育て・介護世帯の加算あり

給与収入	控除額
190 万円以下	65 万円
190 万円超 360 万円以下	給与収入 × 30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	給与収入 × 20% + 44 万円
※660 万円超 850 万円以下	給与収入 × 10% + 110 万円
※850 万円超	195 万円

★改正後の所得税の基礎控除額

※は恒久的措置(給与収入だと 200 万円 3,999 円以下)

合計所得金額	基礎控除額	655 万円超 2,350 万円以下	58 万円
※132 万円以下	95 万円	2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円
132 万円超 336 万円以下	88 万円	2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
336 万円超 489 万円以下	68 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
489 万円超 655 万円以下	63 万円	2,500 万円超	0 円

②扶養者に係る「103 万円の壁」

⇒ 配偶者や子供が一定の年収を超えた場合、所得税額が増える問題

(改正後)

☆扶養控除額・配偶者控除額(123 万円の壁)

扶養親族等の給与収入: 123 万円以下(所得金額 58 万円)に引上げ

☆特定扶養控除の段階的適用(特定親族特別控除)創設(188 万円の壁)

特定扶養親族等の給与収入が 150 万円以下(所得金額 85 万円)まで満額の

63 万円控除し、以降 188 万円(所得金額 123 万円)まで、段階的に控除

(注)特定扶養親族等; 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族

★特定親族特別控除額

対象親族の合計所得金額	控除額	100 万円超 105 万円以下	31 万円
58 万円超 85 万円以下	63 万円	105 万円超 110 万円以下	21 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円

※現行の特定扶養控除 63 万円について大学生がアルバイトで収入を増やしても給与収入 188 万円までは親の特定扶養控除額が急になくならないように配慮

☆配偶者特別控除の年収要件引上げ(201.6 万円の壁)

・従来の配偶者特別控除の所得金額要件

48 万円超 95 万円以下(給与収入 150 万円以下)で満額 38 万円控除され、
段階的に 133 万円(給与収入 201.6 万円)まで控除

(改正後): 満額 38 万円控除は給与収入 160 万円以下となり、段階的に縮小。
適用不可の年収は 201.6 万円と変わらず。

年収の壁イメージ

■あなたの給与収入と「年収の壁」のイメージ(赤字が改正部分)



いかがでしたか。紙面上、盛りだくさんの内容をお届けするのには限界がありますので、不明な点があり、年収の壁といっても一筋縄では理解できないのが本音だと思います。個別に相談がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

気さくで、信頼できる頼もしい
顧問税理士として税務・経営・経
理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お
気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : <https://kaikei.asia/>